

広島地方最低賃金審議会

第 1 回 専門部会 議事要旨

開催日時	令和 8 年 7 月 31 日 (金) 14 時 05 分～14 時 55 分		
開始場所	広島合同庁舎 2 号館 6 階 7 号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長、部会長代理の選出について 2 令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安について 3 広島県最低賃金の改正決定について		
議 事 要 旨			
1 部会長、部会長代理の選出について 部会長、部会長代理を選出した。 2 令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安について 事務局から「令和 8 年度地域別最低賃金改定の目安」について説明した。 3 広島県最低賃金の改正決定について (1) 各側の意見表明がなされた。 労側から「消費者物価指数の上昇等により生活に直結する負担は引き続き重い状況であり、生活必需品の上昇、連合リビングウェイジの試算から現在の最低賃金は必要水準に達しているとは言えない。生活必需品の価格上昇に加え、標準生計費、連合リビングウェイジも踏まえて生計費を判断する必要がある。2026 年春闘において賃上げの流れは確実に継続しており、未組織労働者、最低賃金近傍で働く労働者に速やかに波及させ賃上げを県内全体に広げるためには最低賃金の引上げが不可欠である。また、厚労省の全国調査において賃金引上げに最低賃金の引上げが重要な基準となっ ていることが伺える。広島県経済動向では、設備投資は堅調に推移し、輸出生産に改善の動きが見られる一方、中東情勢の影響など先行きの不確実性も示されている。賃金構造基本統計調査、広島県中小企業家同友会の調査では、広島県内の中小企業においても賃上げの動きが広がっている。価格転嫁率は十分と言える状況にはないが、最低賃金を抑えるのではなく、価格転嫁促進、中小小規模事業者への支援の強化によって進めるべきと考える。昨年度の広島県における引き上げの影響について、企業経営の影響だけでなく、賃金、人材確保・定着などの影響も含め総合的に捉え、今年度の更なる賃金改善につなげる必要があると考える。発効日については法定発効を基本とし、指定日発効とする場合は、中央最低賃金審議会の目安のあり方に関する全員協議会の対応方針に沿って、その必要性を十分に確認すべきと考える。以上を踏まえ、広島県の目安 56 円を十分に参酌したうえで法定 3 要素のデータ、広島県の実態に基づき、物価上昇を上回り、最低賃金近傍で働く労働者の実質的な生活向上につながる金額を丁寧に議論すべきと考える。」旨の意見表明がなされた。 使側から「賃金の引上げそのものの必要性は認識している。一方で今回示された目安額 56 円、率にして 5.2%については、県内の中小小規模事業者の経営実態を考える			

と相当に厳しい引上げであると思っている。生計費は、物価上昇が続いており、とりわけ食料品など生活費の負担が依然として大きいことは認識している。一方で、消費者物価の上昇率については昨年と比較して鈍化しているという見解も示された。賃金については、春季賃上げでは、一定の賃上げの動きが続いているものの、企業規模によって賃上げの実態には差があるということも、しっかり確認する必要があると考える。使用者側としては特に慎重に見なければいけないのが、通常の事業の賃金支払い能力である。企業収益全体では改善傾向を示す指標がある一方でよく見ると、中小小規模事業者では、原材料費やエネルギー価格などのコスト上昇が続き、価格転換、特に労務費の転嫁については十分とは言えないということは明らかである。賃上げ原資を確保できない事業者が半数いるということは、十分に見ていく必要があると考えている。中央の目安は、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではなく、都道府県ごとの経済雇用の実態を見極め、地方最低賃金審議会が自主性を発揮することとされている。したがって、今回の 56 円の目安についても、そのまま広島県で適用するのではなく、法定 3 要素に基づいてもう一度広島県の実態を具体的なデータで確認をした上で判断していくということが必要だと考えている。発効日についても十分議論が必要だと考えている。中小小規模事業者が実際に賃上げを行うためには、賃上げ原資の確保は必須である。取引先との価格交渉、価格転嫁、給与規程の見直し、就業調整の対応、様々な形で一定の準備期間が必要である。こうしたことから使用者側としては法定 3 要素についての県内の実態を十分に確認し、引上げ額と発効日の相互について、中小小規模事業者が現実に対応できて、持続可能な推進と時期を慎重に議論していく必要があるというふうに思っている。」旨の意見表明がなされた。

- (2) 審議に係る資料について、使側から「中央の審議で使用されている改定状況調査の第 4 表については、各県における金額審議でも重要性は同じではないかと考えている。来年度以降、各県のデータで審議するべきではないかと強く思っている。部会長報告でその旨を盛り込んでいただくことを検討いただければと考える。」旨の意見が出された。

部会長からは「公益としても具体的な広島県のデータを基に法定 3 要素を鑑みて金額を決定したいと思っている。」旨の意見が出された。

事務局から、今年度の中央最低賃金審議会で使用された資料で都道府県別データがあるもののうち、審議するに当たり必要と思われる資料については、要望があれば本省に提供依頼する旨を説明した。

- 4 次回第 2 回専門部会は、8 月 4 日（火）13 時 30 分から開催予定となった。